年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 29 件

国民年金関係 23 件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 49 件

国民年金関係 24 件

厚生年金関係 25 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 8 月から 43 年 10 月までの期間、44 年 4 月から同年 5 月までの期間、45 年 11 月から 55 年 5 月までの期間及び 60 年 4 月から 62 年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から55年5月まで

② 昭和60年4月から62年9月まで

申立期間①の国民年金保険料は、昭和55年6月に厚生年金保険に加入する際、過去の国民年金保険料の未納分をさかのぼって納付できることを聞き、 夫の未納分の一部とともに特例納付によりさかのぼって一括納付した。

また、申立期間②の保険料は、夫の分とともに最寄りの金融機関で納付していた。

申立期間①及び②が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その夫が経営していた広告会社が昭和55 年6月に厚生年金適用事業所になるのに伴って厚生年金保険に加入し、その際、国民年金保険料の過去の未納分をさかのぼって一括納付できることを聞き、夫の未納分の一部とともに申立期間①の保険料を一括納付したとしているところ、55 年6月は第3回特例納付の実施期間中であり、申立期間①は一部を除き強制加入被保険者期間であるため、その期間については特例納付を用いて保険料を一括納付することが可能であり、申立人の年金手帳には、昭和55年6月に特例納付を行ったことがうかがえるメモ書きがある上、夫にはその時期に特例納付により過去の未納分の一部をさかのぼって納付した記録があることから、その内容に不自然さはみられない。

また、申立人の母親が当時使用していた手帳には、昭和55年5月13日に「年金のお金」として60万円を申立人から預かったとのメモ書きがあり、

母親もそのことを裏付ける証言をしており、その金額は、申立期間①のうちの強制加入被保険者期間及び夫の特例納付実施期間の保険料を一括納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

さらに、夫が経営していた会社の当時の経理担当者は、申立人が申立期間 ①の保険料の一括納付を行ったとしている時期に、申立人と夫が月額合計約 100万円の給料を得ていたと証言しており、申立期間①の保険料を一括納付 することは十分可能な経済状態であったと認められる。

一方、申立期間①中の昭和 43 年 11 月から 44 年 3 月までの期間及び 44 年 6 月から 45 年 10 月までの期間については、夫が厚生年金保険に加入しているため、申立人は国民年金の任意加入期間となり、特例納付の対象期間とはならず、同期間の保険料の納付を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)や周辺事情も見当たらないことから、一括納付したとする 55 年 6 月に同期間の保険料をさかのぼって納付したとは考え難い。

2 申立期間②について、申立人は、その夫の国民年金保険料とともに、主に 最寄りの金融機関で保険料を納付したとしているところ、夫婦共に申立期間 ②の前後の期間は納付済みとなっており、納付したとしている金融機関も申 立人宅の近隣に存在していたことが確認できていることから、その内容に不 自然さはみられない。

また、申立期間②当時は、夫が経営していた広告会社を売却して自営で広告業を始めた時期であるが、会社経営時と収入に大きな変動は無く、乗用車を2年ごとに買い換え、平成元年には県内に土地を購入しているなど、保険料を未納とする経済事情は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和42年8月から43年10月までの期間、44年4月から同年5月までの期間、45年11月から55年5月までの期間及び60年4月から62年9月まで の期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から40年3月まで

② 昭和40年10月から41年3月まで

申立期間について、自宅にA区役所から集金人が来て支払っていたことが記憶にあり、国民年金保険料は3か月ごとに夫婦二人分を納付していた。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、昭和37年にA区に転居して以来、定期的に集金に来ていたA区の職員に国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間①中の昭和39年9月に払い出されており、同番号の前後の番号の50人について保険料の納付開始月を調査したところ、39年4月が最も多いことから、申立人の申立期間①についても、39年4月以降に納付したとするのが自然である。

一方、申立期間①のうち、39 年3月以前については、過年度納付によりさかのぼって納付することとなるが、申立人はそのような納付をした記憶はないとしており、その期間の保険料の納付を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

また、申立期間②について、申立期間②直後の昭和 41 年度の保険料が 43 年6月にさかのぼって納付されていることから、当時、保険料の定期的納付が行われていなかったことがうかがえ、保険料の納付を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの期間及び昭和42年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生まれ

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から40年3月まで

② 昭和40年10月から41年3月まで

③ 昭和42年4月から44年3月まで

申立期間①及び②については、A区役所の職員が自宅に集金に来ており、 夫の分と二人分の国民年金保険料を3か月ごとに納付していた。また、申立 期間③については、長男が幼稚園か小学校低学年のころにA区から通知をも らい、長男と年子の弟と二人を連れてA区B出張所で滞納していた保険料を 納付する手続をした記憶がある。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、昭和37年にA区に転居して以来、 定期的に集金に来ていたA区の職員に国民年金保険料を納付したとしている ところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間①中の昭和39年9月に 払い出されており、同番号の前後の番号の50人について保険料の納付開始月 を調査したところ、39年4月が最も多いことから、申立人の申立期間①につ いても、39年4月以降に納付したとするのが自然である。

一方、申立期間①のうち、39 年3月以前については、過年度納付によりさかのぼって納付することとなるが、申立人はそのような納付をした記憶はないとしており、その期間の保険料の納付を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

また、申立期間②について、申立期間②直後の昭和 41 年度の保険料が 43 年6月にさかのぼって納付されていることから、当時、保険料の定期的納付が行われていなかったことがうかがえ、保険料の納付を裏付ける関連資料(家計

簿、確定申告書等) も見当たらない。

2 申立期間③について、申立人は、A区役所で過去の未納の保険料をさかのぼって納付できることを聞き、長男が幼稚園か小学校低学年のころに、二人の幼い息子を連れてA区役所B出張所にて、夫の過去の未納分とともに、納付の手続をしたとしているところ、社会保険庁の被保険者台帳によれば、夫については昭和47年4月に申立期間③の保険料を特例納付した記録があり、47年4月は長男が小学校2年生で、次男は1年生であったことから、その内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、納付した保険料額について、2万円くらいと記憶しており、 申立期間③の夫婦二人分の保険料を特例納付した場合の保険料額が2万1,600 円となることから、おおむね一致している。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの期間及び昭和42年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

申立期間については、妻の国民年金保険料とともに集金人に納付しており、 納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に納付していたとしているが、当時、申立人が居住していたA区では、区職員による家庭訪問徴収制度があったことがA区史から確認でき、その内容に不自然さはみられない。また、申立人及びその妻の国民年金手帳の保険料検認記録欄には、申立期間の保険料を納付したことを示す検認印が無いが、申立人の妻に係る社会保険庁の納付記録では、同期間も納付済みとなっていることから、当時の集金人による手帳検認が適切に行われなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間は、12か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民 年金保険料をすべて納付しており、納付意欲は高かったものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年5月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付は、母から適切に行ったと聞いているので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和 46 年4月及び同年5月については、申立人の国民 年金手帳記号番号が、48 年中に払い出されたと推認できるため、納付済みと なっている 46 年6月は、過年度納付されたものと考えられるが、申立期間 当時、保険料の収納は年度当初からの3か月単位で行われていたことから、 当該期間が未納となっているのは不自然である。
- 2 一方、申立期間のうち、昭和45年7月から46年3月までについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認できる48年当時、時効成立後のため、保険料の納付が不可能であったと考えられ、ほかに当該期間の保険料を納付した周辺事情はうかがえない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 46 年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたも のと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年9月まで

私は、住み込みでお手伝いの仕事をしていた家のご主人から「昭和 36 年 4 月に国民年金制度ができるので、区役所に行って加入手続をして保険料を納めなさい」と言われたので、自分でA区役所の出張所に行き、国民年金の加入手続をして保険料を納付し始めたが、昭和 37 年 10 月に結婚をしてからは生活が苦しくなり、保険料を納付できなくなったものの、申立期間は保険料を納めているので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤め先の主人から「昭和36年4月に国民年金制度が発足するので、A区役所に行って自分で加入手続をして保険料を納めなさい」と言われたので、主人から渡された加入通知票を持参し自分で区役所に行き、国民年金に加入したと申し立てており、加入した際の記憶が鮮明で、かつ、申立人は、加入当時の国民年金保険料を100円と供述しており、当時の月額保険料と一致することから申立内容の信憑性の高さがうかがわれる。

また、申立人は、昭和39年4月から40年3月までの期間及び42年10月の 国民年金保険料を50年8月16日に特例納付しているが、特例納付する場合、 より過去の未納期間の保険料から納付することが一般的であることから、申立 期間は特例納付時において保険料納付済みとして記録されていたと考えるこ とが自然である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年11月までの期間及び平成2年4月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から51年11月まで

② 昭和62年7月から63年3月まで

③ 平成2年4月から3年3月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間①、②及び③の納付記録が確認できないとの回答を受けたが、申立期間①のうち、昭和 46 年4月から 51 年3月までの期間の保険料はA市役所で、最初に約 2,000 円を一括して納め、他は定期的に同市役所で納め、51 年4月から同年 11 月までの期間は、B市に転居後、配偶者と共に、近くのC郵便局で3万円を超える額を特例納付により納めたことを覚えている。

また、申立期間②及び③は、同市役所から派遣された集金員を通し納めていたので、申立期間①、②及び③が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①のうち、昭和51年4月から同年11月までの期間の 国民年金保険料として3万円を超える額を納付したと申し立てており、実際 に必要な保険料額3万2,000円と近似している。

また、申立期間③については、その当時、申立人は、その夫と離婚について協議している時期であり、夫は十分な収入があったにもかかわらず必要な生活費を家計に入れてくれなくなっていたので、申立人は、老後のことを考えて夫の保険料は納付せず、自身の保険料のみ納付したと主張しており、その供述に不自然さはみられない。

2 一方、申立期間①のうち、昭和46年4月から51年3月までの期間については、国民年金手帳記号番号が払い出されたのは55年5月であることが、手帳番号払出簿で確認できることから、その時点で国民年金保険料が時効により、納付できなかった期間であり、別の年金手帳が払い出された形跡は無い。

また、申立期間②については、申立人はB市の集金員が過去の未納分を含めて集金に来たのでさかのぼって納付したと主張しているが、同市役所では未納者を対象に集金員の採用を始めたのは、昭和 63 年度以降であるとしていることから、申立人の主張には齟齬がみられる。

3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年11月までの期間及び平成2年4月から3年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月及び同年5月

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間については、納付事実が確認できないとの回答があったが、当該期間は、A区役所で保険料を納付しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間に未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和49年5月に区役所から送付された昭和49年度の国民年金保険料の納付書により、申立期間の月額保険料として900円を納付したと申し立てており、事実、A区では、49年度の納付書は49年5月に送付したとしているとともに、申立期間の月額保険料は900円であったことから、申立内容は、信憑性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間は2か月と短期間である上、申立期間の前後を通じ、申立 人の経済状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の国民年金保険 料が未納とされていることは不自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月及び同年11月

昭和48年8月に退職して、再就職するまでの4か月間は、国民年金に加入し、妻が保険料を納めたはずなので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻に連番で国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和48年10月上旬であることが社会保険庁の記録から確認できるとともに、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況は、市の被保険者名簿の収納記録により、申立期間前後の納付が確認できる期間は申立人及びその妻の検認日がおおむね同日であり、夫婦が保険料を同時に納めていたことが推認できることから、その妻は申立期間が納付済みとなっているにもかかわらず、申立人のみ未納となっているのは不自然である。

また、申立人の昭和48年12月の厚生年金保険資格取得と同時期に、その妻が国民年金の資格喪失手続を行い、同年12月分の保険料が還付された記録が市の被保険者名簿に記載されていることから、国民年金の資格喪失以前に同年10月から12月までの3か月分の保険料を納付していたことがうかがわれ、申立人も同様に当該期間の保険料を納付していたものと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月の国民年金保険料については、納付していたものと 認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和43年7月

昭和43年7月にA町(現在は、B市。以下同じ)に引っ越した際に、A 町役場において国民年金手帳を持参して住所変更手続を行い、同時に、国民 年金保険料も納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年7月にA町に引っ越した際に、A町役場において国民年金手帳を持参して住所変更手続を行い、同時に、国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人が所持している国民年金手帳には、A町のゴム印を使用して43年7月21日にC区からA町に住所を変更した記録があることから、申立人は、43年7月にA町役場に出向き、国民年金の手続を行ったことが確認でき、申立人の主張に信憑性が認められる。

また、申立人は、申立期間後の昭和47年4月にD区に、48年8月にE市に 転居した際も住所変更手続を適正に行っており、年金に対する意識は高かった と思われる。

さらに、申立期間は一回で、かつ、1か月と短期間であり、申立人が申立期間の保険料を納付できない事情はみられない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から47年6月まで

昭和49年9月に夫婦二人で国民年金に加入し、二人とも50年8月に第2回特例納付で43年4月から47年6月までの国民年金保険料をさかのぼって納付した。ところが、社会保険庁の記録では、納付期間が昭和43年4月から46年6月までとなっており、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 8 月に第 2 回特例納付で 43 年 4 月から 47 年 6 月までの夫婦二人の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているところ、申立人が所持する納付書・領収証書には、納付期間が「43 年 4 月から 47 年 6 月まで」と記載されており、当時未納であった期間が正しく記載されているにもかかわらず、区役所職員が、本来 51 か月分であるべき納付月数を 39 か月と誤って算出したため、申立人は 39 か月分を特例納付した場合に相当する金額に基づいて納付を行ったものと考えられる。当時、申立人が申立期間を含む未納保険料すべてを納付する意思を有していたことは明らかであり、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立期間は12か月と短期間である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から47年6月まで

昭和49年9月に夫婦二人で国民年金に加入し、二人とも50年8月に第2回特例納付で43年4月から47年6月までの国民年金保険料をさかのぼって納付した。ところが、社会保険庁の記録では、納付期間が昭和43年4月から46年6月までとなっており、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 8 月に第 2 回特例納付で 43 年 4 月から 47 年 6 月までの夫婦二人の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているところ、申立人が所持する納付書・領収証書には、納付期間が「43 年 4 月から 47 年 6 月まで」と記載されており、当時未納であった期間が正しく記載されているにもかかわらず、区役所職員が、本来 51 か月分であるべき納付月数を 39 か月と誤って算出したため、申立人は 39 か月分を特例納付した場合に相当する金額に基づいて納付を行ったものと考えられる。当時、申立人が申立期間を含む未納保険料すべてを納付する意思を有していたことは明らかであり、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立期間は12か月と短期間である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から61年6月までの期間及び62年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月から51年3月まで

② 昭和51年10月から52年3月まで

③ 昭和53年10月から54年3月まで

④ 昭和54年10月から62年12月まで

昭和46年2月に結婚し、国民年金に加入した後、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。昭和63年10月に離婚する1年ほど前に、 夫から、保険料を納付した期間が13年くらいになると聞いていたので、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 46 年 2 月に結婚した後、申立人の夫が夫婦二人分の国民 年金保険料を納付したとしているところ、申立期間④の前までは、申立人夫 婦は、ともに納付期間、未納期間が同一であり、一緒に保険料を納付してい たと考えられる。

また、昭和 63 年 10 月に離婚した申立人の元夫は、離婚する 1 年くらい前までは、A 金庫(現在は、B 金庫)で夫婦二人分の保険料を納付していたと証言しており、元夫は、申立期間④のうち、55 年 10 月から 61 年 6 月までの期間及び 62 年 1 月から同年 12 月までの期間については納付済みであることから、申立人についても、これらの期間については保険料を納付したものと推認される。

2 一方、申立期間①から③について、申立人の国民年金保険料を一緒に納付したとする元夫も未納となっている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、

昭和51年6月24日に払い出されており、払出時期からすると、申立期間① の一部は、時効で納付できず、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)や周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和55年10月から61年6月までの期間及び62年1月から同年12月まで の期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年9月まで

国民年金の加入手続をしてから、私が夫婦二人分の国民年金保険料を集金 や銀行で納めていた。社会保険庁の記録では、私の分だけ申立期間の保険料 が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料の納付年月日が確認できる昭和42年4月から46年3月までの期間及び48年4月から51年3月までの期間については、夫婦ともに同じ日に納付されており、申立人及びその夫は、基本的に一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立人が夫婦二人分の保険料を納付したとする主張については基本的に信用できる。

また、申立人が所持している申立人の夫の領収証書によると、昭和 45 年 5 月 1 日に 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料が過年度納付されたことが確認でき、申立人についても、申立人の夫と同様に申立期間の納付書が発行され、それらの納付書により申立人が夫婦二人分の保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が一緒に納付していたと主張するその夫は、申立期間を含めて未納は無いことから、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月から同年9月まで

申立期間については、夫の国民年金保険料と一緒に納付した。夫の分は納付した記録があるのに、私の分が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫の保険料と一緒に納付したとしているところ、社会保険庁の記録から、申立期間直前の平成9年5月分及び同年6月分の保険料について、申立人夫婦は同日に納付していることが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人の夫は、申立期間のうち平成9年7月及び同年8月は納付済みとなっているところ、申立人の夫は、同期間の保険料を納付した記憶は無く、申立人が納付したことを証言していることから、同期間について、申立人の夫が納付済みであるのに申立人が未納であるのは不自然である。

さらに、申立人の夫が納付済みで申立人が未納となっている期間は2か月 と短期間である。

- 2 一方、申立期間のうち平成9年9月については、申立人が一緒に納付していたとする申立人の夫の国民年金保険料も未納となっている。 また、申立人は、申立期間以外にも未納期間が散見される。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 平成9年7月及び同年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和42年5月から49年3月まで

申立期間は、A区に居住していた時期で、国民年金に加入し、保険料を同 区役所で定期的に納付していたので、未納とされていることに納得がいかな い。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和45年4月から49年3月までについては、申立人は、 当時、近隣に居住していた姉とともにA区役所で国民年金保険料を何度か 一緒に納付した記憶があると申し立てており、事実、その姉の昭和45年度 の納付記録が納付済みとなっているにもかかわらず、申立人の納付記録が 未納となっているのは不自然である。

また、特殊台帳には、申立人が当時居住していた同区の住所が記載されていることから、申立人は、同区で国民年金の被保険者資格取得手続を行うとともに保険料を納付していたことが推認できる。

さらに、申立人は、昭和49年に同区からB市(現在は、C市)に転居した際、その父親から国民年金保険料を納付する必要性を説かれ、その数年前から保険料を納付していた旨の回答をしたことを鮮明に記憶しているとしており、その申述に不自然さはうかがえない。

2 一方、申立期間のうち、昭和42年5月から45年3月までについては、申立人は居住していたA区で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その国民年金手帳記号番号は、43年7月に父親により実家のあるB市で加入手続が行われた際、他の3兄弟の手帳記号番号とともに連番で払い

出されたものと推認できることから、その時点では、申立人の住民票は同市にあったため、A区で保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、同時期に払出しのあった当該3人のうち、後に特例納付により納付した1人を除けば、他の2人はいずれも昭和45年4月以降に保険料を納付していることが確認でき、加入手続を行った父親が、45年3月以前の申立人の保険料のみを納付した特段の事情はうかがえない。

さらに、申立人は、国民年金保険料をさかのぼって納付したことは無いと明言していることから、後に、当該期間の保険料を納付したと考えることは困難である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和45年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は、サラリーマンの妻として国民年金は昭和52年8月に任意加入し、最初の2か月分は現金で納付し52年10月より銀行からの引き落としにより保険料を納付してきた。54年3月末にA市よりB町(現在は、C市。以下同じ。)に転居し、夫と共にB町役場に行き転居等の届出と同時に国民年金の手続を行い、その際、1年間分の保険料を窓口で納付したと記憶している。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B町役場で転居等の届出と同時に国民年金の手続を行い、申立期間の保険料約4万円を納付したと主張しているところ、当時の1年間分の保険料は3万9,600円であり、保険料額はおおむね一致することから、申し立て内容に信憑性が認められる。

また、申立人は、申立期間以降に国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保 険から国民年金の切替手続を適切に行っているなど、年金に対する意識が高か ったものと考えられる。

さらに、申立期間は、12か月間と短期間である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

年金番号:

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から同年12月まで

申立期間の国民年金保険料については 40 年の年月を経過し、領収書など 納付を証明するものは無いが、夫の両親から国民年金加入を強く勧められ、 夫の保険料と一緒に納めた記憶がある。未納となっていることは納得できな い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付していたとするところ、社会保険庁の納付記録並びに申立人及びその夫の国民年金手帳により夫婦二人分の保険料の納付日が確認できる昭和42年4月から46年12月までの期間及び平成2年4月から同年9月までの期間の保険料の納付日を見ると、夫婦の納付日はほぼ同一日となっており、かつ、申立人の夫は申立期間の保険料を納付していることから、申立人のみが未納となっていることは不自然である。

また、申立人の昭和 49 年1月から同年3月までの納付記録については、A市の国民年金被保険者票では未納となっていたものが、社会保険庁の被保険者台帳では納付記録が確認され納付済みに訂正されているほか、昭和 40 年1月分から同年3月分の納付記録が社会保険庁の記録では納付済みとなっているがA市の国民年金被保険者票では未納となっているなど、行政側の記録管理に 離虧が認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和39年10月から41年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要であ る。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から41年3月まで

年金記録を確認したところ、申立期間について未納とされていたが、申立期間の国民年金保険料については、A市の職員が保険料の徴収に来ていた。母親が家族の分をまとめて納付していたはずで、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとするその母親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から制度に加入し60歳までの保険料を完納しており、申立人の姉の保険料についても、20歳到達時より納付を開始するなど、国民年金制度についての理解は深いものと認められる。

また、申立人から提出された国民年金手帳の記録によると、発行日は昭和42年1月17日であり、昭和41年度の保険料は42年1月26日に一括して納付されている。申立人の母親は、その納付意識の高さから判断すると、国民年金手帳発行日時点で未納期間があることを認識したものと推測され、過年度納付が可能な申立期間について保険料を納付したものと推認できる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和60年1月の国民年金保険料については、納付していたものと 認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、昭和60年2月2日付とされている国民年金の任意加入資格取得及び60年2月3日付の任意加入資格喪失の記録を取り消すことが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年2月まで

昭和60年1月から同年2月までの国民年金保険料について照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できなかったと回答があった。申立期間の保険料については、夫が厚生年金保険に加入したことから、A市役所で国民年金の資格喪失の手続を行った際に、納付を促され納付しており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和42年10月以降は、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、第3号被保険者から第1号被保険者への資格変更手続も適切に行っていることが確認できることから、国民年金に対する意識の高さがうかがえ、申立内容に信憑性が認められる。また、申立期間も2か月と短期間である。

しかしながら、申立人の所持する国民年金手帳及びA市の国民年金被保険者 名簿の資格記録欄の記載では、昭和60年2月2日に強制加入から任意加入への 種別変更が行われるとともに、同日付で資格喪失されているが、社会保険庁の 記録では、その資格喪失が翌日の60年2月3日付とされていることから、60年 2月の国民年金保険料が未納とされたものである。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和43年9月から44年3月まで

私は、申立期間は、兄が経営するA社で働いていた。兄が私の国民年金保険料を支払っており、兄が納付済みで私が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその兄が納付したとしているところ、同居していたその兄及び兄嫁は申立期間の保険料を納付している。

また、申立人の兄は、申立人の国民年金加入手続をA区役所で行い、保険料を区の職員が集金に来ていたので、夫婦及び弟の保険料を手渡したと証言しているところ、事実、同区役所では、保険料納付方式が印紙検認方式から納付書方式に変更された45年7月まで区の職員が被保険者の家庭を戸別訪問し集金業務を行っていたとしており、申立期間の保険料を納付していたとしている兄の証言に不自然さは見られない。

さらに、申立期間は7か月と短期間である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 42 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年12月まで

昭和 44 年 1 月に国民年金手帳が届き、一度納付したが若さもあり滞納してしまい、改めて 46 年 4 月から納付を始めた。50 年に過去の保険料を特例納付できることを聞いたので、無駄にしたくなく、また夫の納付期間と合わせたく空白の 41 年 4 月から 43 年 12 月まで及び 44 年 4 月から 46 年 3 月までの保険料を 50 年 11 月 21 日に納付した。41 年 4 月から 42 年 12 月までの期間については、夫は納付済みになっているのに自分の分が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、当初納付記録の無かった昭和43年度及び44年度の記録が、申立人の申出により納付済みに訂正されているが、変更の履歴がない上、本来、印紙納付である44年1月から同年3月までの納付記録が特例納付に訂正されているほか、申立人の国民年金手帳の氏名、生年月日に誤りがあり、申出により後日訂正されているなど、社会保険庁の記録管理に不備が見られる。

また、申立人の、特例納付により納付したとする金額は、約5万円と主張しているところ、申立人の特例納付保険料額の5万1,300円とおおむね一致している上、特例納付したとする昭和50年11月21日は第2回特例納付の期間であり、夫の納付期間と合わせるため、近所の工場にパート勤務していた給料で納付したとする申立人の主張に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和40年から10年間ゴルフ場で働いたが、申立期間の国民年金は、43年ごろ10万円の賞与をもらった際、以前A市役所から「3年の未納2年の申請免除期間があるが、10万円支払えば埋まる」と言われていたので、その賞与をそっくり持って行って納めた。当時A市役所は新築中で、元の税務署が仮庁舎になっていた。確かに納めたはずなのに未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、以前からA市役所の担当者から「3年の未納期間と2年の申請免除期間があるが、10万円支払えば埋る」と言われていたことから、昭和43年ごろに当時勤務していたゴルフ場からもらった10万円の賞与を、そのまま市役所へ持って行き納付したとしているところ、①その際の光景として申立人が明瞭に記憶しているとする当時建設中であったA市役所(現在は、B市役所)庁舎の竣工は、実際は昭和51年であることが確認できる上、②社会保険庁のオンライン記録により、申立人がゴルフ場社員として雇用された期間も50年10月以降であることが確認できることから、申立人が実際に申立期間の保険料を納付した時期は、第二回特例納付が実施されていた50年末であると推認される。

また、特殊台帳により、昭和38年7月から39年3月及び46年4月から同年12月の未納期間を第二回特例で納付していることが確認できるが、申立期間のうち42年4月から44年3月までの申請免除期間を追納することなく特例納付により他の未納期間のみを納付したとすることは不自然である。

さらに、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料の納付記録は、本件

申立てに先立って申立人が社会保険事務所に行った照会の結果により訂正された ものであり行政の記録管理に不備が見られる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和44年7月7日に、資格喪失日に係る記録を同年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月7日から同年10月21日まで 申立期間当時は株式会社A(現B株式会社)に勤務していたので、被 保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金加入員証、企業年金連合会の記録確認に係る回答書及び中 脱記録照会(回答)等により、申立人が申立期間において株式会社Aに 継続して勤務していることが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同基金の中脱記録照会(回答)から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 申立期間の事業所別被保険者名簿の健康保険証番号に欠番は無いことから、 申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、 社会保険事務所が被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会において も申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から 当該社会保険事務所へ被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われ ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険 料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険 料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月22日から同年9月1日まで

② 昭和40年9月1日から42年7月21日まで

社会保険庁の記録では、昭和44年3月17日に脱退手当金を受領したことになっているが、昭和42年7月頃結婚のためA地からB市に引っ越した。その後出産もしており、とても社会保険事務所に出向く状況にはなかった。脱退手当金を請求、受領した記憶が無いので、調査の上、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、申立人が所持していた厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年8か月後の昭和44年3月17日に支給されたことになっており、事業主が代理請求したとは認め難い。

さらに、厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名が旧姓のままであることから、申立期間の脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和43年3月27日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和45年3月9日に訂正し、同年3月から同年5月までの標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②及び③について、脱退手当金を受給していないものと 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月9日から同年6月10日まで

② 昭和 45 年 6 月 10 日から 46 年 3 月 31 日まで

③ 昭和46年3月31日から48年4月2日まで

申立期間①の株式会社Aの期間については給与明細があり、厚生年金保険料が控除されているので認めてほしい。

申立期間②及び③の期間は脱退手当金が支給されたとのことだが私は請求していません。厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した給与明細により、申立人が株式会社Aに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年6月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②及び③について、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、平成5年7月21日、資格喪失日は6年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月21日から6年2月1日まで

私は申立期間にA株式会社に勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所の記録では申立期間が厚生年金保険に未加入となっていた。源泉徴収票では社会保険料の控除の事実が確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、平成5年7月21日から6年1月31日までA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、平成5年7月21日に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を標準報酬月額50万円で取得し、6年1月31日に資格を喪失した後、6年4月27日に、A株式会社の厚生年金保険適用事業所の全喪日が5年7月31日にさかのぼって処理されると同時に、申立人の被保険者資格も取消されていることが確認できる。

なお、平成6年4月27日の事業所の全喪処理の際に、5年7月31日付けで被保険者資格を喪失した多数の同僚についても、標準報酬月額の随時決定(5年9月1日)又は定時決定(同年10月1日)、資格喪失日がさかのぼって取消されていることが確認できる。

加えて、申立人が保管していた源泉徴収票により、申立期間の厚生年金

保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年7月21日に 取得した被保険者資格について取消処理を行う合理的理由は無く、当該 資格取得の取消処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、 申立人の資格取得日は取消処理される前の社会保険事務所の記録に記載 の同年7月21日であり、また、資格喪失日は、雇用保険の記録における 離職日の翌日である6年2月1日であると認められる。

なお、平成5年7月から6年1月までの標準報酬月額については、資格取得取消前における平成5年7月の社会保険事務所の記録から、50万円とすることが妥当である。

埼玉厚生年金 事案 582

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとする有限会社Aは、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社A(現在は、B株式会社。以下同じ。)における資格喪失日に係る記録を平成11年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月30日から同年10月1日まで 私は申立期間に有限会社Aに勤務し、平成11年9月分の厚生年金保 険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁の記録では9月30 日が被保険者資格喪失日となっていることから、控除された保険料は被 保険者期間に反映されていない。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書の記録により、申立人は、有限会社Aに平成 11 年 9 月 30 日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書及び平成 10 年8月の社会保険事務所の記録から、30 万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、有限会社Aは、平成 11 年 9 月 30 日に全喪しているが、その後は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人であり、雇用保険の適用事業所でもあ

ったことから、当時の厚生年金保険法に定める適用条件の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 当該事業所は既に全喪しており、事業主も保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が全喪年月日及び資格喪失日を平成 11年 10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月 30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知をおこなっておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 589

第1 委員会の結論

申立期間のうち申立期間②については、申立人の申立てに係る事業所に おける資格喪失日は、昭和49年5月10日であると認められることから、 当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正する ことが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 48 年 8 月から同年 9 月までは 13 万 4,000 円、同年 10 月から 49 年 4 月までは 15 万円とする ことが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和46年7月1日から47年4月10日まで

②昭和48年8月31日から49年5月10日まで

年金記録の照会をしたところ、A株式会社における資格取得日が昭和 47年4月10日、資格喪失日が48年8月31日となっている。

しかし、昭和 46 年 7 月 1 日には在籍しており、 $2 \sim 3$ ヶ月先に入社した同僚は同年 3 月 1 日から厚生年金保険の記録がある。

また、会社が倒産してからも残務処理を数名の同僚と1年くらいやっていた。

確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と して認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から申立期間①についてA株式会社に申立人が勤務していたことはうかがえるが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は見当たらず、前後の整理番号は欠番が無く連番となっていることが確認でき、雇用保険には昭和 47 年 9 月 16 日付で加入していることが確認できる。

また、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を

確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間①について申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間②について、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の標準報酬欄に昭和 48 年の算定後に、他の同僚の記録から 48 年 9 月 11 日以降に行われたと推認できる等級改正後の標準報酬月額 15 万円の記載がある。

また、申立人の昭和 48 年 8 月 31 日の資格喪失日の処理年月日が 49 年 5 月 10 日になっており、申立人について、48 年 9 月 11 日以前に遡って喪失処理を行う(昭和 48 年 8 月 31 日を資格喪失日とする)合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人は当該事業所が倒産後も、資格喪失日となっている昭和48年8月31日以降1年ほど残務処理のため勤務していたと主張しているほか、その当時、共に勤務していた同僚は「昭和50年4月頃まで勤務していた」と証言していることを踏まえると、申立人は申立期間②に係る49年5月10日時点でも勤務していたことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②については、申立人について、昭和 48 年 8 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格喪失届の受付日である 49 年 5 月 10 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、被保険者名簿の記載内容から、昭和48年8月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から49年4月までは15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から同年12月までの国民年金保険料については、 還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から同年12月まで

年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料について、還付済みとのことであったが、還付金を受領した記憶がないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、地元の土地改良区に勤務し、A組合に加入している一方、国民年金の被保険者資格を有し、保持していた領収証書から国民年金保険料を納付していることが確認できるため、申立期間の国民年金保険料が還付されていることに不自然さはみられない。

また、社会保険庁の被保険者台帳には、申立期間である還付対象期間、還付金額、還付決定日が明確に記載されており、還付金額も当時の保険料額と一致していることから、この記載内容に不合理な点は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から51年12月まで

社会保険庁に国民年金保険料納付記録の照会をしたところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を得たが、妻が特例納付していたはずであり未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、昭和54年ころ国民年金加入手続を行い、特例納付により申立人が20歳の時の40年5月までさかのぼって保険料を納付したとしているが、妻が納付したとしている保険料の額は、申立期間を含む40年5月から54年3月までの期間を納付するのに必要な保険料額と大きく異なっている。

また、妻は、特例納付保険料を納付した場所を、A区役所窓口としているが、特例納付保険料は国庫金扱いなので区役所窓口では納付することができない。

さらに、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 2 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から45年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間が未納となっていることがわかった。申立期間については、母親が納付しているはずなので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和 41 年4月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとしているが、母親は既に他界しており、国民年金への加入及び保険料納付に関する証言が得られず、申立人もそれらに関与していないことから、申立人の国民年金への加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 7 月頃に払い出されたと推定できるため、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間となっており、別の手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを裏付ける関連資料(家計簿、 確定申告書等)も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から39年9月まで

申立期間については、納税貯蓄組合が組織され隣組の役員が国民年金 保険料の集金に来ており、その際、他の税金と共に国民年金保険料も納 付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A市内で組織されていた納税貯蓄組合の集金人を通じて納付したとしているが、申立人が所持している昭和 36 年4月1日発行の国民年金手帳には、申立期間当初の 36 年7月に、国民年金被保険者資格を喪失したことの記載があり、申立期間は任意の未加入期間となっており、申立期間の保険料を納付したことを示す検認印も無い。

また、申立人の国民年金手帳に添付されている領収証書によれば、申立期間直前の昭和36年4月から6月までの保険料を38年7月10日にさかのぼって過年度納付しており、当時、保険料を定期的に納付していなかったことがうかがえ、申立期間は、任意の未加入期間であるため、さかのぼって納付することもできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から57年3月まで

社会保険庁の国民年金保険料の納付記録では申立期間が未納となっているが、20歳になり区役所から国民年金の加入案内が来たので、田舎の親に相談したら加入するよう言われたため、A区役所B出張所で加入手続を行い、それ以後は、確かに国民年金保険料を納付してきたので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録では、昭和 49 年 2 月に不在決定をした記録が確認できることから、申立人は、49 年 2 月以降は納付書の送付を受けることが出来ず、保険料を納付することはできなかったと推認される。

さらに、申立人は、申立期間の月額保険料は3,000円から3,500円までであったと主張しているが、申立期間当時の月額保険料は250円から4,500円までの保険料額であり、その主張には齟齬がみられる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から56年3月まで

社会保険庁の国民年金保険料の納付記録では申立期間が未納となっているが、昭和48年2月ごろ、A区役所で国民年金の加入手続を行って以来、国民年金保険料を納付してきたので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人とその夫は、結婚以来、夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、「昭和52年11月からB市に居住し、国民年金保険料を納付していたが、3年後の55年11月28日に、年金手帳を紛失したため、同市で新たな国民年金手帳記号番号の年金手帳を交付された」と主張しているが、同一市町村内に居住しながら年金手帳を紛失した場合、手帳記号番号が従前のものと同一の手帳を再交付されるのが一般的であると考えられることから、申立期間当時、申立人は、国民年金に加入していなかったものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間の月額保険料は 3,000 円から 3,500 円までであったと主張しているが、申立期間当時の月額保険料は 550 円から 3,770 円までの保険料額であり、その主張には齟齬がみられる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から38年3月まで 申立期間は、A町(現在は、B市)の実家に住んでいて、国民年金保 険料は、母または父に納めてもらっていたので、未納とされていること に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持している国民年金手帳の昭和36年度及び37年度の国民年金印紙検認記録に、「検認」との割印が押されていることから、申立期間の保険料は、納付済みであると主張しているが、当該割印は、通常、印紙検認台紙を切り取るときに、検認印として押されるものであり、保険料を納付したことを示すものではない。

また、申立人は、その母または父に、国民年金保険料を納付してもらっていたと主張しているが、納付時期及び納付方法などの記憶が曖昧であり、その主張は、信憑性が高いものとは考え難い。

さらに、申立期間についての国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から9年3月までの期間、10年9月及び同年10月 の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月から9年3月まで

② 平成10年9月及び同年10月

私は、20歳になった時に親に国民年金に加入してもらい、申立期間①の保険料は親が、申立期間②の保険料は自分でそれぞれ納めていたはずなので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は「親元から専門学校に通っていた時期なので、親が手続をして国民年金保険料を納めていたと思うが、母に尋ねたところ、『納めた時もあるし、納めなかった時もある』という返事だった」と申述するにとどまっている上、当時の同居家族で国民年金保険料を納付していた者はいなかったことが確認できることから、その親が申立人の保険料のみを納めていたとは考え難い。

また、申立期間②についても、申立人は「未納にしたという記憶は無く、納付書が届けば自分で国民年金保険料を納付していたはずだ」と主張しているが、社会保険庁の記録には、平成10年11月及び12年2月の2回にわたって国民年金の加入勧奨が行われた記録があることから、当時、申立人は国民年金に加入していなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間①及び②は、いずれも申立人がA市に居住していた期間であるが、社会保険庁の記録から、当該期間の未納の記録は平成13年8月に追加されたものであるとともに、申立人が7年3月にB区から転出して以降、13年7月にC町で国民年金の資格を取得するまでの間の住所変更履歴

が無いことから、当時、申立人は厚生年金保険からの切替手続を行わず、国 民年金に未加入であったことが推認でき、かつ、国民年金の加入記録が追加 された時点では時効により保険料が納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立期間①及び②に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)が無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から57年3月までの国民年金保険料については、 還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から57年3月まで 社会保険事務所で申立期間の国民年金保険料の納付記録を確認したと ころ、この期間はA組合の保険料と国民年金保険料とを重複して納付し たため、国民年金保険料を既に還付済みであるとの回答をもらったが、 還付された記憶が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の還付を受けた記憶は無いと主張しているが、社会保険庁の記録によると、申立期間は国民年金とA組合に重複して加入し、各々保険料を納付したことが確認できることから、申立期間の国民年金保険料が還付されるに至った原因について不自然さは見られない。

また、申立人の特殊台帳には、昭和56年9月に国民年金の被保険者資格を喪失したことにより保険料が還付されたことが還付対象期間、還付金額及び還付決定日とともに明確に記載されており、その記載内容に不合理な点は確認できない。

さらに、申立人から聴取しても申立期間の国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる特段の事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から46年3月まで

申立期間の国民年金保険料の納付記録について社会保険事務所に照会したところ、納付事実の確認ができなかったとの回答をもらったが、私は、昭和39年1月ごろに国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年1月ごろに国民年金の加入手続をするとともに、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人が初めて交付されたとしている国民年金手帳の発行日が45年8月1日である上、当時、国民年金加入者の手帳を預かっていたA市が、申立人の手帳を保管した日が同年8月3日であることが確認できるため、加入手続は、この時期に行われたものと推認できるが、この時点では、申立期間の保険料の大半は時効により納付することができなかったと考えられるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付 についても記憶が明確で無いとしている上、申立人が昭和52年10月に、A 市に申立期間の保険料の納付記録を照会した際の同市からの回答書では「A 市における国民年金被保険者期間は、昭和39年1月1日の資格取得から46 年1月13日の転出時まで、保険料の納付は全期間なく、未納です」とされていることから、同市における申立期間の保険料は当時から未納であったと考えられ、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳(昭和45年8月1日発行)には、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの期間の印紙検認記録欄に検認印が無い上、印紙検認台帳欄も印紙が貼付された痕跡が無い。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年1月から平成4年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成4年6月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付記録が確認できなかったとの回答をもらったが、申立期間の保険料は、平成5年10月にA市に転入した後、8年まで毎月分に加算して納付を完了したので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達月である昭和62年6月にB市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年8月以降に払い出されていることが確認できるとともに、所持している年金手帳から、手帳発行時の住所地がA市であり、6年以降に発行されたものであると推認できる上、申立人自身も「年金手帳は、現在所持しているもののほかに所持していた記憶はない」と明言していることから、62年6月に加入手続を行ったと考えることは困難である。

また、申立期間の国民年金保険料について、申立人は、平成5年10月にA市に転入した後、昭和63年1月までさかのぼって、平成8年まで毎月の保険料に加算して納付したと主張しているが、時効成立後の2年を超えて申立期間の保険料を納付できたと推認することは困難である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

なお、国民年金の加入手続を行った直後の平成6年8月26日以降、8年2月までに、平成4年度から7年度までの期間の国民年金保険料が、毎月の

保険料に加算して納付されていることから、申立人は、このことと申立内容 とを考え違いしている可能性も否定できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和 53 年 5 月に国民年金の加入手続を 行った後、一括で過年度納付したので、未納とされているのは納得できな い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和53年5月当時に、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、A市(現在は、B市)の国民年金被保険者名簿の昭和53年度摘要欄に、「昭和53年4月から納付希望」と記載されていることから、申立人は、53年5月に加入手続を行った際、52年度の保険料を納付することを希望しなかったと考えられ、申立期間の保険料を納付したと考えることは困難である。

また、申立期間の国民年金保険料額及び納付方法についての申立人の記憶 はあいまいである上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無い。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から50年12月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から50年12月まで

昭和48年にA市に転入し、5月頃、A市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続をした。49年5月に妻が退職したので、妻の国民年金と国民健康保険の加入手続を行った際に、市役所職員から、夫婦二人とも20歳にさかのぼって国民年金保険料を納付できると説明を受け、さかのぼって夫婦二人の保険料を納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年にA市に転入し、5月頃、A市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続をした後、49年5月に妻が退職したので、妻の国民年金と国民健康保険の加入手続を行った際に、20歳にさかのぼって申立人とその妻の保険料を納付したとしているが、申立人が納付したとする時期は第2回特例納付実施期間であるものの、納付したとする保険料額は、申立期間の夫婦二人の国民年金保険料を特例納付した場合の保険料額と乖離している。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和53年7月25日に連番で払い出されており、A市国民年金被保険者名簿では、53年12月15日に社会保険事務所に申立人の国民年金加入資格取得報告を行っていることが確認でき、申立人夫婦が国民年金加入時から所持しているとする年金手帳は、49年11月以降発行された3制度共通の年金手帳であること等から、申立人が国民年金に加入し、さかのぼって保険料を納付したとする時期の

記憶に錯誤がみられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から50年12月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から50年12月まで

昭和49年5月に退職後、夫がA市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続をしてくれた。その時夫は、市役所職員から、夫婦二人とも20歳からさかのぼって国民年金保険料を納付できると説明を受け、20歳からの保険料を納付したと夫から聞いていたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、申立人が退職した昭和 49 年 5 月に、申立人の国民年金と 国民健康保険の加入手続を行い、その際に 20 歳にさかのぼって申立人とそ の夫の保険料を納付したとしているが、申立人の夫が納付したとする時期は 第 2 回特例納付実施期間であるものの、納付したとする保険料額は、申立期 間の夫婦二人の国民年金保険料を特例納付した場合の保険料額と乖離して いる。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和53年7月25日に連番で払い出されており、A市国民年金被保険者名簿では、53年12月15日に社会保険事務所に申立人の国民年金加入資格取得報告を行っていることが確認でき、申立人夫婦が国民年金加入時から所持しているとする年金手帳は、49年11月以降発行された3制度共通の年金手帳であること等から、申立人の夫が国民年金に加入し、さかのぼって保険料を納付したとする時期の記憶に錯誤がみられる。

さらに、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す

関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年10月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年10月まで

申立期間については、加入していた理容組合で国民年金保険料を集金し、A区役所に納めていた。また、当時の売上金等の収支台帳もあり、これに納付した国民年金保険料を記帳していた記憶もあるので、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、加入していた理容組合が国民年金保険料を集金し、A区役所に納付していたとしているが、A区では、当時理容組合は国民年金保険料の納付組織ではなかったとしており、申立人の主張と相違する。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 1 月から 42 年 2 月の間については、売上金等の収支台帳を保存しており、これに納付した国民年金保険料を記帳したとしているが、当時の国民年金保険料(100 円~200 円)と収支台帳に記帳してある金額(9,120 円~1 万 1,660 円)は大きく相違し、しかも申立人は収支台帳に記帳してある金額の内訳の記憶が無いことから、これをもって当時の国民年金保険料を納付していたものとは考えにくい。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間は未納であり、申立人の妻も申立期間が未納となっている。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年10月まで

申立期間については、加入していた理容組合で国民年金保険料を集金 し、A区役所に納めていた。また、当時の売上金等の収支台帳もあり、 これに納付した国民年金保険料を記帳していた記憶もあるので、申立期 間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、加入していた理容組合が国民年金保険料を集金し、A区役所に納付していたとしているが、A区では、当時理容組合は国民年金保険料の納付組織ではなかったとしており、申立人の主張と相違する。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 1 月から 42 年 2 月の間については、売上金等の収支台帳を保存しており、これに納付した国民年金保険料を記帳したとしているが、当時の国民年金保険料(100 円~200 円)と収支台帳に記帳してある金額(9,120 円~1 万 1,660 円)は大きく相違し、しかも申立人は収支台帳に記帳してある金額の内訳の記憶が無いことから、これをもって当時の国民年金保険料を納付していたものとは考えにくい。

さらに、申立人は、申立期間以外にも未納期間があり、申立人の夫も申 立期間が未納となっている。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から 55 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和53年1月から55年4月まで

会社を退職後、母親に勧められA町(現在は、B市。以下同じ)で国民年金に加入し、銀行又は町役場で納付書により国民年金保険料を納付した。保険料が高いと思いながら納付した記憶があるので、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親に勧められA町で国民年金に加入し、銀行又は町役場で納付書により国民年金保険料を納付したとしているが、年金手帳を交付された記憶は無く、納付したとする保険料額も当時の保険料額と相違する。

また、申立人は、昭和55年に結婚した後、56年1月にC市で国民年金に任意加入し、国民年金手帳記号番号が払い出されているが、A町での国民年金への加入及び国民年金保険料の納付記録は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立人が所持している年金手帳には申立期間の納付をうかがわせる記録は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 43 年 5 月までの期間、44 年 12 月から 46 年 3 月までの期間及び 46 年 10 月から 51 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から43年5月まで

② 昭和44年12月から46年3月まで

③ 昭和46年10月から51年2月まで

申立期間①及び②については、会社退職後国民年金に加入し、区役所で国民年金保険料を納付した。また、申立期間③については、結婚して夫が会社勤めをしたので任意加入した覚えがあり、保険料を区役所等で納付していた記憶がある。申立期間が未納又は未加入であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②については、会社退職後国民年金に加入し、 申立期間③については、結婚後夫が会社勤めをしたので国民年金に任意加入し、国民年金保険料を区役所等で納付したとしているが、加入手続の時期、納付した保険料額、納付時期等の具体的な記憶が無く、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間②と③の間の昭和 46年4月ごろ払い出されており、払出時期からすると申立期間①は時効で納付できない上、同時期に国民年金手帳記号番号が払い出されている元夫も申立期間②は未納となっている。

さらに、申立人は、申立期間③中の昭和47年5月にA町に転居しているが、同町での国民年金の加入、納付記録は確認できない上、申立人が申立

期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から54年3月まで 結婚してから、一切のお金の出し入れを私が管理し、生活してきた。 申立期間について、夫の保険料が納付済みとなっているのに、私の分が 未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年10月に払い出されたと推認されるが、申立人は、国民年金被保険者への資格変更手続の記憶が明確でなく、国民年金加入直後の期間の保険料も未納となっている上、申立人は、結婚した51年2月に住所をA区に変更しているものの、国民年金の住所変更に係る手続を行った記憶が無いとしていることから、申立期間に係る納付書は申立人に送付されないため、保険料を納付することができなかったと考えられる。なお、社会保険庁の申立人に係る被保険者台帳にはA区の住所の記録が無く、その後、54年1月28日にB市へ住民票を移しているが、同台帳では住所変更年月日が同年12月12日となっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時の保険料の納付方法、納付場所、納付金額等の記憶が曖昧であり、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から60年3月まで

(株) Aを退職後、B社に入社した。しかし、同社は厚生年金に加入していないので国民年金に加入してくださいと言われ、国民年金の加入手続を行い保険料を納付していた。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C市役所で国民年金に加入し、その後D市に転居し、(株)Aを退職後、厚生年金未加入のB社に入社した際に、国民年金の住所変更届を行い、国民年金保険料は申立人の妻が納付書により毎月納付したとしているが、申立人が所持している年金手帳には昭和61年5月31日付けでD市の住所が記載されている上に、申立期間当時の保険料はD市によると3か月毎に納付することとされていたことから、申立内容とは相違している。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は保険料等納付に係る記憶が曖昧であり、加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いため、その納付状況は不明である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年3月までの期間及び53年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から47年3月まで

② 昭和53年7月から同年9月まで

申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いとのことだが、国民年金に加入してから、保険料をずっと納めてきた。A区やB市(現在は、C市)に転居したので、納付記録が転居により抹消又は喪失しているのではないか。間違いなく保険料を納付しているので、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後自分で国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したとしているが、申立期間①及び②の保険料額、納付方法、納付場所等の具体的な記憶が無く、保険料の納付状況等が不明である上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和47年9月5日に 夫婦連番で払い出され、申立人は、厚生年金保険資格喪失時にさかのぼっ て国民年金の資格を取得しており、申立期間①は過年度納付を行うことと なるが、申立人及びその妻共に過年度納付した記憶が無い上、別の国民年 金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人の妻は、申立期間②の前後の国民 年金保険料を申立人の保険料と一緒に郵便局で納付したとしているが、出 産のため、保険料を納付できなかった可能性があると述べているところ、 社会保険庁の記録では、申立人及びその妻が共に申立期間②は未納となっ ている。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から7年1月までの期間及び同7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年7月から7年1月まで

② 平成7年3月

国民年金保険料の納付記録について照会申出をしたところ、納付事実の確認ができない旨の回答をもらったが、申立期間が未納とされていた。平成6年7月から7年1月と7年3月は自営業で仕事も好調であり未納であるはずがなく、未納とされていることに納得がいかない。当時1万1,000円相当をA区役所B出張所かC郵便局で納付していたことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立人が国民年金保険料の納付を裏付ける関連資料として、普通預金・納税準備預金・従業員預り金取引推移一覧表の提出があるが、申立期間当時のものでは無く納付を裏付ける資料とならない。

さらに、申立人は、申立期間のほかにも、国民年金の強制加入対象期間でありながら未納や未加入期間が散見され、申立人の配偶者についても、申立期間を含め未納期間が見受けられる。

加えて、夫婦で同じ場所で同じ日に納付したとしているが、納付日がわかるのは平成 15 年 1 月から 17 年 6 月の期間であり、16 年 4 月から 17 年 3 月の 1 年間は別々の納付である。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から43年3月まで 年金記録を確認したところ、申立期間について未納とされていたが、 申立期間の国民年金保険料については、母親が納付していたはずで納得 できない。

第3 委員会の判断の理由

A市国民年金手帳記号番号払出簿による国民年金手帳記号番号の払出日は昭和43年11月ごろと確認できることから、その時点では申立期間は現年度納付できない期間であり、申立人は、申立期間に係る国民年金手帳検認記録欄の切離し箇所にある割印をもって、保険料納付の証拠ではないかと主張しているものの、当該割印は、通常、不使用の検認欄の切離しの際に押されるものであり、過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、母親は既に亡くなっており、 当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

年金記録を確認したところ、申立期間について未納とされていたが、 同期間の国民年金保険料は、父親が他界した後、昭和45年ごろ母親が年 金保険料を納付するようにと言って渡してくれたお金で一度に納付した はずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和 45 年ごろ一度に納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは 48 年 6 月ごろと推定され、この時点では申立期間の保険料は時効により納付できない上、別の手帳記号番号が払い出されていた周辺事情は見当たらない。

また、申立人の昭和 42 年 4 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、第三回特例納付で納付していることが特殊台帳で確認できることから、この特例納付で申立期間の保険料も納付したものと認識した可能性も考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 1 日から 60 年 12 月 31 日まで

申立期間当時勤務していた有限会社Aにおいて、社会保険事務所に対し、給与が本来よりも少ない額で申告されている。在職期間中の給与明細書があるので、標準報酬月額の相違を認めて、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和35年6月から41年6月までの間については、 申立人は給与明細書を保管していないとしており、事業主も申立期間当 時の関係資料は無いとしていることから、申立内容の事実関係を確認す ることはできない。
- 2 昭和 41 年 7 月から 60 年 12 月までの間において申立人から提出があった給与明細書 187 か月分のうち、117 か月分は有限会社Aにより発行年月の記載(同一月の記載があるものが 2 か月分)があり、57 か月分は申立人が記憶を基に後日欄外に明細書の発行年等を手書きしたもの、13 か月分は発行年月が空欄等となっている。

これら給与明細書のうち、発行年月の記載のある 117 か月分の給与明細書について、事業主の申立当時の厚生年金保険料の控除方法が不明であるため、保険料の控除方法を翌月控除とした場合及び当月控除とした場合に分け、厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額を照合したところ、厚生年金保険料控除方法が翌月控除とした場合には 115 か月(同一月が2枚ある2か月分を除く)中 113 か月分について、当月控除とした場合には 115 か月中 105 か月分について、両者が一致していることが確認できる。

なお、同一月が2枚ある2か月分についても、発行年月の記載がない 別の月と仮定して上記と同様に照合したところ、すべて一致する。

また、発行年月が空欄等で不明な 13 か月についても発行年月の記載のない別の月と仮定して上記と同様に照合したところ、すべて一致する。

さらに、発行年が有限会社Aによって記載されず、申立人が後日欄外に発行年を手書きしたとする給与明細書 57 か月分について、上記と同様に照合した結果、社会保険庁の記録上の標準報酬月額と一致する月は無い。しかしながら、申立人が主張する発行年と異なる年の同一月に当てはめて同様の照合を行ったところ、翌月控除とした場合には 57 か月中 49 か月分が一致し、当月控除とした場合には 57 か月中 56 か月分が一致していることが確認できる。

なお、翌月控除、当月控除のいずれの控除方法でも一致しない月が1 か月みられるが、これについては当該月の前後の月の保険料額と異なっ た金額となっており、金額に整合性がないことから、事業主による計算 間違いの可能性を否定できない。

3 このほか、社会保険事務所が保管する有限会社Aに係る事業所別被保 険者名簿の申立期間中の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録 と一致するなど、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は 見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額として認定される額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額の相違は確認できないことから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和44年1月10日から同年3月30日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、株式会社Aに勤務していた昭和44年1月10日から同年3月30日までの期間について、厚生年金保険に未加入との回答があった。保険料控除を確認できる給与明細書等は無いが、申立期間は同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は確認できず、申立期間の健康保険証番号にも欠番は認められない。

なお、雇用保険の加入記録においても株式会社Aにおける申立人の記録は確認できない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、申立ての株式会社Aは既に解散し、当時の事業主も他界して 証言を得ることができず、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及 び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から26年4月1日まで 申立期間は、A地に勤務していた。厚生年金保険に加入していたと思 うので、当該期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A地に勤務する日本人従業員については、B事務所が労務管理業務を行っており、社会保険事務所が保管する同事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を、申立期間について確認したが、申立人の氏名は無く、同名簿において健康保険の番号の欠落も無い。

また、C局は、同局が保管する従業員カードの中に申立人の氏名は無いとしているなど、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

さらに、B事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、A地に 勤務し、昭和 24 年4月1日に資格取得したことが確認できる者2名に照 会したが、申立内容の事実を確認できる証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: ① 昭和24年4月から25年3月まで

② 昭和30年1月から同年11月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い等の回答を社会保険事務所からもらった。申立期間①については中学校卒業後の昭和 24 年 4 月に A株式会社へ入社し、申立期間②については母が入院後の昭和 30 年 1 月に同社へ再入社したと記憶しているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の氏名、職種等を具体的に記憶していることから、当時申立人がA株式会社に勤務していたことはうかがわれる。しかしながら、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 25 年4月1日であり、それに訂正の痕跡が無いこと、申立期間において申立人の記録が無く、健康保険の番号が連番で払い出され欠番の無いことが確認できる。

申立期間②については、母が入院後の昭和30年1月に同社へ再入社したと主張しているところ、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和30年12月1日であり、それに訂正の痕跡が無いこと、申立期間において申立人の記録が無く、健康保険の番号が連番で払い出され欠番の無いことが確認できる。

また、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

このほか、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主も既に死亡しており、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。昭和35年2月1日にA社(以下「B社」という。)に入社し、同年11月1日の退職日まで同社に継続勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を昭和 35 年2月1日に取得し、同年5月1日に喪失しており、それに訂正の痕跡が無いこと、申立期間において申立人の記録が無く、健康保険の番号が連番で払い出され欠番の無いことが確認できる。

また、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

このほか、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主も既に死亡しており、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和41年ごろから44年2月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について 厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所から もらった。当時はA株式会社(現在は、B株式会社。以下同じ。)で事 務の仕事をしていたので、申立期間について被保険者であったことを認 めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言等により、申立人が申立期間当時A株式会社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において申立人の記録が無く、健康保険の番号も連番で払い出され欠番の無いことが確認できる。

また、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、事業主に照会するも、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申立内容に係る同僚等の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年12月1日から36年3月31日まで

② 昭和36年4月7日から37年3月5日まで

③ 昭和38年12月1日から45年10月26日まで

結婚し姓が変わったため住所と氏名を変更するため社会保険事務所へ行っただけなのに、厚生年金保険被保険者証に脱手の印を押されていたとは思いませんでした。年金をもらう手続をした際に脱退手当金が支給されていたことを知りました。私は脱退手当金の請求はしていません。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の氏名は、昭和 46 年 8 月 13 日に旧姓から新姓に氏名変更されていることが申立人の厚生年金保険被保険者名簿から確認できるが、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証に「A 46. 8. 13 脱手」と押印されていること及び申立期間の脱退手当金が 46 年 8 月 26 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更の手続が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに 脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 10 月 9 日から 30 年 8 月 15 日まで 私は(株) Aに昭和 28 年 10 月 9 日に入社し、31 年 4 月 10 日に退職し た。社会保険事務所の記録では、28 年 10 月 9 日から 30 年 8 月 15 日ま での期間が、厚生年金保険に未加入となっていた。

申立期間は加入していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に(株)Aに在籍していたことを証明する労働者名簿等の関連資料が無く、申立人が提出した同僚との写真も同社に勤務していたと推認されるものの時期については確認できず、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

また、社会保険事務所が保管する同社の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間について、申立人の氏名を確認することができない。さらに、健康保険・厚生年金保険被保険者名簿において確認できる被保険者数名に対し、各自の入社時期について調査したところ、いずれも厚生年金保険被保険者資格の取得日よりも十数ヶ月前を入社時期として記憶していたことから、当該事業所においては、入社後一定期間が経過した後に厚生年金保険に加入させていたとの供述を得ることができた。

このほか、申立て内容に係る事実を確認できる雇用保険等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月1日から41年4月1日まで

② 昭和46年4月16日から同年9月1日まで

社会保険庁の記録では、昭和40年10月から41年3月までと46年4月から同年8月までの記録が無いが、40年10月1日から41年3月31日まではA地の有限会社Bで、また、46年4月16日から同年8月31日まではC地のD株式会社Eにおいて勤務し、在職期間は厚生年金保険料を控除されていたのを憶えているので、この期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元上司及び同僚の証言により、申立人が申立 期間に有限会社Bにおいて勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する有限会社Bの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらず、欠番も確認できない。

また、同時期に当該事業所に勤務していたとされる元上司は、申立人が当該事業所に入社する際、賃金及び社会保険等の雇用条件について申立人に説明したことから、申立人は、厚生年金保険に加入していた筈であるとしているが、元上司が雇用条件について説明したとする他の従業員の中には、申立人と同様に厚生年金保険被保険者としての記録が存在しない者が確認でき、かつ、申立人の雇用保険の加入記録もない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除については、申立人は控除されていたとするものの、明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

加えて、当該事業所は既に全喪しており、かつ、元事業主は病気入院中であることから証言を得ることができず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人が勤務していたとするD株式会社Eは、 社会保険庁の記録では、厚生年金保険の適用事業所であったとする記録 が確認できない。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は無く、かつ、 申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除 されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 平成3年3月25日から5年3月25日まで

社会保険事務所に被保険者記録照会をしたところ、A社に勤務していた平成3年3月25日から5年3月25日までの間の加入記録が無いことがわかった。同期間は厚生年金保険料を給料から天引きされていたと思っていたし、同じ期間に同じ勤務形態で勤務していた同僚は、厚生年金保険に加入している。当該期間が未加入とされていることに納得できない。被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与振込のために事業主が開設した銀行口座の通帳及び同口座への給与振込の実績、A社における勤務形態に関する供述、並びにA社社員寮への入寮に関する同僚からの証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、申立人の申立内容のとおり資格取得、喪失の届出を 行っていないと回答しているところ、申立期間に係る同社保管の健康保 険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、申 立人の氏名が無いことが確認できる。

また、事業主は申立人に係る厚生年金保険料の納付もしていないと回答しているほか、申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和35年4月10日から37年3月20日まで 社会保険事務所に被保険者記録照会をしたところ、A所(正しくは「B所」)で勤務していた昭和35年4月10日から37年3月20日までの間の加入記録が無いことがわかった。

同僚であったCさんは年金を受給しており、Dさんは一時金を受給したと聞いている。同じ条件で働いていたが、申立期間について私だけが未加入となっていることに納得できない。被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB所に勤務していたと申し立てているところ、申立事業所は昭和45年12月に全喪した後、合併・解散していることから、申立人が勤務していたことを確認できる関係資料が無い。

また、当該事業所の元経理担当者は、申立人の給料計算及び厚生年金保険の資格得喪に係る届出書類については作成していないとしている上、申立期間の健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿では欠番もなく、被保険者であったことが確認できない。

さらに、同僚に照会したところ、勤務していたとしている者、勤務していたことがないとしている者各1名の他は不明としている者4名となっており、申立人が当該事業所で勤務していたことについて確認できない。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料についても控除をうかがわせる関係資料がなく、事業主による厚生年金保険料の控除についても記憶が曖昧である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年5月20日から同年7月20日まで

② 平成元年9月1日から同年10月20日まで

平成元年5月20日から同年7月20日まで及び同年9月1日から同年10月20日までの期間はいずれもA職として勤務し、厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、その期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が①及び②の申立期間に申立事業所に勤務していたことは、B事務所が発行した在職証明書及びC校の校長が確認したとしている申立人の履歴書により確認できる。

しかしながら、申立事業所からの照会回答によれば、当時の申立事業所は、職員の採用当初の辞令による勤務期間が2か月を超えない場合は、厚生年金保険の適用対象外として取り扱っていたとしており、申立人についても、当初の採用辞令が①の期間は平成元年5月20日から同年7月19日まで、②の期間は同年9月1日から同年10月19日までと、それぞれ2か月を超えないため、申立期間は厚生年金保険の適用対象外として扱ったとしている。

また、申立人は申立期間の厚生年金保険料を給料から控除されていた記憶があると主張しているが、これを確認できる給与明細書等の資料が無いことから、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

さらに、申立期間に係わる雇用保険の記録は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和53年1月から57年12月まで

昭和 52 年 12 月から 57 年 12 月までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、加入期間が 1 か月しか確認できなかった。この期間は、A (株)に 5 年間勤務していた。申立期間が厚生年金保険に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言により、申立人が申立期間当時にB社(現在は、A (株))に在籍していたことはうかがわれる。しかしながら、社会保険事務所が保管するB社の被保険者原票により、昭和52年12月の1か月についての加入記録はあるものの、申立期間については、申立人の記録が無いことが確認できる。

また、当時の複数の同僚が、同社では請負契約で仕事をしていた者がいたと証言しており、当該同僚の中には、申立人が下請で勤務していたとの証言がある。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人は申立期間中の昭和 55 年 6 月 30 日に、40 年 4 月から 52 年 12 月までの間の国民年金保険料を特例納付し、56 年 1 月に 53 年 1 月から 55 年 3 月までの間の保険料を過年度納付していることが確認できることから、当時の申立人は厚生年金保険へ加入していないことを承知していたものと考えるのが自然である。

加えて、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。 その上、申立事業所は既に全喪し、当時の事業主も死亡しており、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月1日から40年4月1日まで

② 昭和40年4月1日から41年8月1日まで

社会保険庁の記録では脱退手当金を受給したことになっているが、当時の職場である株式会社AのBに勤務していた同僚に連絡をしたところ、脱退手当金を受給していないと聞き、私一人だけが受け取ったとは考えづらい。

脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年8月22日まで 社会保険庁の記録では、昭和18年4月1日から20年8月22日まで のA株式会社B所に勤務している期間について、脱退手当金を受給した ことになっているが、同僚であった先輩・後輩共、同事業所に勤務して いた期間は、年金として支給を受けており、私も脱退手当金を受給した 覚えがない。脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、「終戦 49.3」と記されているが、当時の厚生年金保険法第 49 条の3には例外的な脱退手当金の支給要件が規定されており、この条文が適用される場合として同法施行令第 22 条の2第4号に「戦争終結ニ依ル事業所ノ廃止、休止又ハ縮小ニ因リ被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ」等と規定されていることから、申立人の脱退手当金は事業所がこれらの条文の規定に該当したことによって支給決定されたものと推認できる。

また、被保険者名簿には、脱退手当金に係る「被保険者期間」、「支給 日」及び「支給額」についても記されている上、厚生年金保険被保険者旧 台帳にも、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されている。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和20年11月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月28日から37年12月29日まで 平成16年8月9日に社会保険事務所に年金の手続きに行ったら、脱 退手当金をもらったことになっていた。実際は、A社を昭和37年12月 29日に退社して、その後、38年1月11日にB社へ入社したが、A社を 退社した日から14日以内に働き始めたので脱退手当金を返すようにC 社会保険事務所から手紙が来たので、その手紙を持って自分で社会保険 事務所に返しに行った。脱退手当金は昭和38年3月中頃までには返し ており、5万円返していると記憶している。

また、支給日が昭和38年5月21日となっているが、5月7日には結婚してD区に住んでいた。あきらかに支給日、支給額が違っている。脱退手当金は受給後に返納し受け取っていないので、当該期間の脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職後に一旦脱退手当金の支給を受けたが、退職後 14 日以内に就職したので、社会保険事務所から脱退手当金を返すように手紙が来て、昭和 38 年 3 月中頃までに返したとしているが、脱退手当金を社会保険事務所へ返納したとする事実を確認できる領収書等の資料は無い。

また、脱退手当金は旧姓で支給されているとともに、A社からは「退職者に対し脱退手当金の代理請求を行っていた。」との回答があり、申立人も「退職時に会社に頼んだと思う。」としているところ、申立人は、返却したとする金額については覚えているが、脱退手当金をいつ頃どこから支給されたのか覚えておらず、かつ、支給された脱退手当金の額(1万4,840円)と返却したとする金額(5万円)には大きな差がある。

さらに、A社での申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示があり、かつ、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和38年5月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月27日から同年6月28日まで

② 昭和42年7月10日から47年9月26日まで

自分の厚生年金の受給資格を調査のため以前勤めていた勤務先をA社会保険事務所で調べてもらった結果、昭和42年2月27日から47年9月26日まで働いていたA社とB社での被保険者期間について、本人の知らないところで脱退手当金が請求され支給されていることが判明した。被保険者証を会社からもらっていなかったので、この間は、厚生年金に加入しているとは思っていなかったが、念のため受給資格を確認するため年金手帳の基礎番号と統合してわかった。脱退手当金の請求を誰が行ったのかC社会保険事務所にて閲覧を希望したが、コンピューターに入力されているのは、支給日と金額のみで、その他は不明であるとの回答である。このような重要な記録を残さなかったのは社会保険庁の不手際であるので、調査の上、善処をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所に保管されている申立期間に係る脱退手当金裁定請求書、添付された退職所得申告書等の書類及び脱退手当金計算書により、申立人の記名押印が確認できることから、脱退手当金の請求に申立人が関与しており、かつ、申立人の当時の住所地を管轄するD郵便局に国庫金として送金されたことが推認できる。

また、B社での申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱手 47.12.25」の押印があり、かつ、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和 47年12月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月1日から43年4月30日まで 昭和35年6月1日から有限会社Aに勤務しましたが、退職の際に何も いただいていません。この期間を厚生年金保険の被保険者期間に認め てほしいです。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する有限会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者 名簿に、脱退手当金の支給手続を示す「脱」に丸印がしてあり、同名簿の 記録から脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できるとともに、 申立人の申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期 間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和43年8 月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえ ない。

また、当時の事業主の妻や同僚、及び有限会社Aの社会保険事務の委託を受けていた社会保険労務士事務所に照会をしたが、脱退手当金の手続について記憶や記録が無いとしているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月25日から39年10月16日まで 社会保険事務所で確認したところ、株式会社Aで厚生年金保険に加 入していた期間については、脱退手当金が支給されていることになっ ているが、自分で脱退手当金を請求したことも脱退手当金を受け取っ たこともないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和39年12月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の回答でも請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月頃から昭和42年(月不明)まで 社会保険庁の記録では、有限会社Aに勤務していた期間が欠落してい る。会社在職中は厚生年金保険と健康保険の保険料が毎月給与から控 除されていた。当該期間について厚生年金保険の被保険者期間に訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により申立人が申立期間に係る有限会社Aに勤務していたことは認められるが、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入記録は確認することができない。

また、申立期間当時の事業主、同僚についての年金加入状況をみると国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月1日から26年7月9日まで 死亡した夫の厚生年金加入期間について、昭和24年11月1日から 26年7月9日まで厚生年金保険に加入していた事実が無いことが判明 した。生前の状況からどこかに勤務していたことを信じますのでこの 空白期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻は、生前の夫から結婚前はA株式会社、B株式会社(現在はC株式会社)に勤務していた以外の勤務事業所等は聞いておらず、事業所名、事業所所在地及び在職期間のいずれも特定できない。

また、A株式会社は昭和24年11月1日に全喪しているほか当時の同僚の証言も得ることができず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないうえ、B株式会社の従業員記録等証明書により、申立人の同社における勤務期間は、社会保険庁の厚生年金保険の加入記録とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、申立人は死亡しており、申立人の兄弟は既に亡く、当時の同僚 も不明であることから申立てに係る事実を確認することは困難である。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月21日から同年4月8日まで

平成4年2月21日から同年4月8日まで、A株式会社に勤務したが、 当時給与明細に社会保険料の記載があったと思うので、被保険者であっ たことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社代表取締役からの回答によれば、申立人の申立期間に係る勤務実態はなく、保険料控除もしていないとしている。

また、勤務実態を確認できる人事記録等の資料や、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料(給与台帳等)は無い、さらに、事業主及び申立人と同時期に在職していた者は、申立人について曖昧な記憶しか無く、申立内容の事実を確認できる証言を得ることもできなかった。

さらに、雇用保険の加入記録によれば、申立期間は雇用保険の被保険者とはなっていない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月1日から昭和53年8月31日まで 社会保険庁の記録によれば、A株式会社に勤務していた期間が厚生年 金保険未加入になっている。

昭和52年6月1日から昭和53年8月31日までの期間、間違いなく A株式会社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者 として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務していた事業所及び同僚等の回答から、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間中に勤務していたとするA株式会社は、社会保険庁の記録から昭和 54 年4月1日に厚生年金の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、事業所よりの回答により昭和 54 年 4 月 1 日に厚生年金の新規適用の届けをしていること、申立人の同僚等も申立期間は、厚生年金保険に加入していないこと等から申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていないものと推認される。

さらに、雇用保険の加入記録によれば、申立期間は雇用保険の被保険者とはなっていない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月20日から32年7月1日まで (有)Aには、昭和27年12月から34年1月1日まで継続勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では昭和31年5月20日に喪失し、32年7月1日に再取得したとの記録になっている。間違いなく継続勤務していたので調査の上、当該期間を厚生年金被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は同僚の証言により有限会社Aに継続して勤務していたことは うかがわれるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい た事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立期間に係る全被保険者 10 名の喪失及び取得時期を確認すると、事業主及び監査役を除く8名の被保険者が申立人と時期をほぼ同じくして被保険者資格を喪失し、その後申立人と同時期に再取得(退職者1人を除く)している事実が確認できることから、事業主が何らかの意図をもって被保険者資格を同一時期に喪失させ、その後同一時期に再取得したと推認せざるを得ない。

さらに、有限会社Aは昭和 57 年に全喪し、事業主は既に死亡しており 関連資料を廃棄していることから、申立に係る事実を確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和54年4月1日から59年4月1日まで昭和54年4月1日から63年1月31日まで株式会社Aに継続勤務していたが、社会保険庁に照会したところ、昭和54年4月1日から59年4月1日までの厚生年金保険被保険者期間の記録がないとの回答を受けた。しかし、健康保険被保険者証の発行を受けた記憶がある。これは、社会保険に加入していたということではないか。当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が申立期間に株式会社Aに勤務していたことはうかがわれる。

しかし、事業主からは申立どおりの資格取得及び喪失の届出は提出していないとの回答を受けているほか、事業主から提供された「厚生年金保険加入者台帳」により昭和54年4月1日付けの厚生年金保険資格取得者196名を確認したところ、その中に申立人の氏名はなく、整理番号は連番になっており欠番もなく、被保険者原票照会回答票とも一致している。

また、同社の人事記録において昭和 54 年 4 月 1 日付け学卒入社 171 名の氏名を確認したところ、申立人の氏名は無く、A健康保険組合では、申立人が申立期間に被保険者となった事実は無いとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。